【令和元年度申請·令和 2 年度使用】

稲城市社会福祉協議会 意味をあけあい 連動 助成事業のご案内





配分

東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会

(事務局:社会福祉法人稲城市社会福祉協議会)

お問い合わせ・申し込み先

所在地:〒206-0804 稲城市百村7番地

電 話:042-378-3800 FAX:042-378-4999

URL: http://inagishakyo.org E-mail: vc@inagishakyo.org

1 助成の目的

共同募金運動の一環として実施する歳末たすけあい運動に寄せられる募金の一部を財源 に、福祉活動を行う団体に助成を行います。

2 助成の内容(令和2年度に実施する事業)

歳末 C 配分福祉団体助成

- (1) 対象の団体(下記のいずれにも該当する団体)
 - 稲城市内に所在し、事業を計画的に遂行できる能力を有し、営利、政治、思想の普及及び宗教活動を目的としていない団体
 - 地域福祉の推進を目的とする団体で、東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会により認められた団体
 - 法人格を持たない団体、ただし、NPO法人と認可地縁団体は対象とします。

(2) 対象の事業

地域福祉の向上が期待できる事業で、他の補助金、助成金と重複のないもの ※サロン活動の助成は平成30年度から実施しますので、今回の助成の対象にはなりま

せん。また、介護保険事業は対象となりません。
※同じ事業での継続申請は、3年が限度となります。

(3) 助成の金額

10万円以内(1,000円未満切り捨て)

※配分申請金額は、**申請事業費の80%**が上限です。

(4) 対象となる経費

申請事業を実施するために必要な経費

対象経費 例

講師謝礼、ボランティアなどの交通費、会場使用料、傷害保険料、印刷製本費、消耗品費、機材使用料、機材賃借料、郵券代、備品購入費など

対象外経費 例

サロン活動に係る経費、飲食費、接待経費、寸志・心付け、土産代、人件費、家賃、光熱水費、電話代、団体の運営全体に係る保険料、団体の活動一般を広報するための印刷費、汎用家電類購入費(パソコン等)など

3 申請の手続き

(1) 申請書式

「歳末たすけあい運動助成金交付申請書」にご記入ください。 ※稲城市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

(2) 添付書類

- ア 定款、会則または設立趣意書
- イ 役員名簿または会員名簿
- ウ 本年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 前年度の収支決算書及び事業報告書
- オ 申請事業の計画書又は事業概要のわかる資料 (書式自由)

提出できない場合は ご相談ください。

(3) 提出期限

令和元年12月20日(金)必着

留意事項

- 申請書のご提出にあたっては、この申請要項をよくお読みください。
- 書類に不備がある場合、申請書を受付けない場合があります。
- 審査の結果、事業内容の変更を条件として助成を行う場合があります。
- 助成の申請は、1団体につき1つに限ります。
- 経営の基礎や管理の状況に安定性や継続性の乏しい事業や、地域住民からの信頼性に 欠ける事業、歳末たすけあい運動助成金であることが明示できない事業などは対象と なりません。
- 稲城地区配分推せん委員会が必要と認めた場合は、申請団体によるプレゼンテーションを求める場合があります。
 - ※ご不明な点は事務局まで、お気軽にご相談ください。

(4) 問い合わせ、申込み先

東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会(事務局:稲城市社会福祉協議会) 〒206-0804 稲城市百村7番地 稲城市福祉センター内 稲城市社会福祉協議会

電 話:042-378-3800 FAX:042-378-4999

URL: http://inagishakyo.org E-mail: vc@ingishakyo.org

4 助成の決定

令和2年3月下旬に決定後、文書をもって通知します。助成金の交付は令和2年6月を 予定しています。

5 助成金であることの明示

この助成金は、毎年多くの市民の皆さまからお寄せいただいている歳末たすけあい運動による寄付金を財源として活用しています。そのため、助成事業実施の際には、「歳末たすけあい運動による助成」などの明示をしていただく必要があります。

6 助成事業完了の報告

助成を受けられた場合、事業完了後に事業報告書を直ちにご提出いただきます。

※事業報告書がご提出されない場合、翌年度以降の助成申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

7 その他

助成団体には、歳末たすけあい運動(バザー・街頭募金等)への参加協力をお願いいたします。(任意)